

# 江南市災害廃棄物処理計画（案）【概要版】

## 1 趣旨

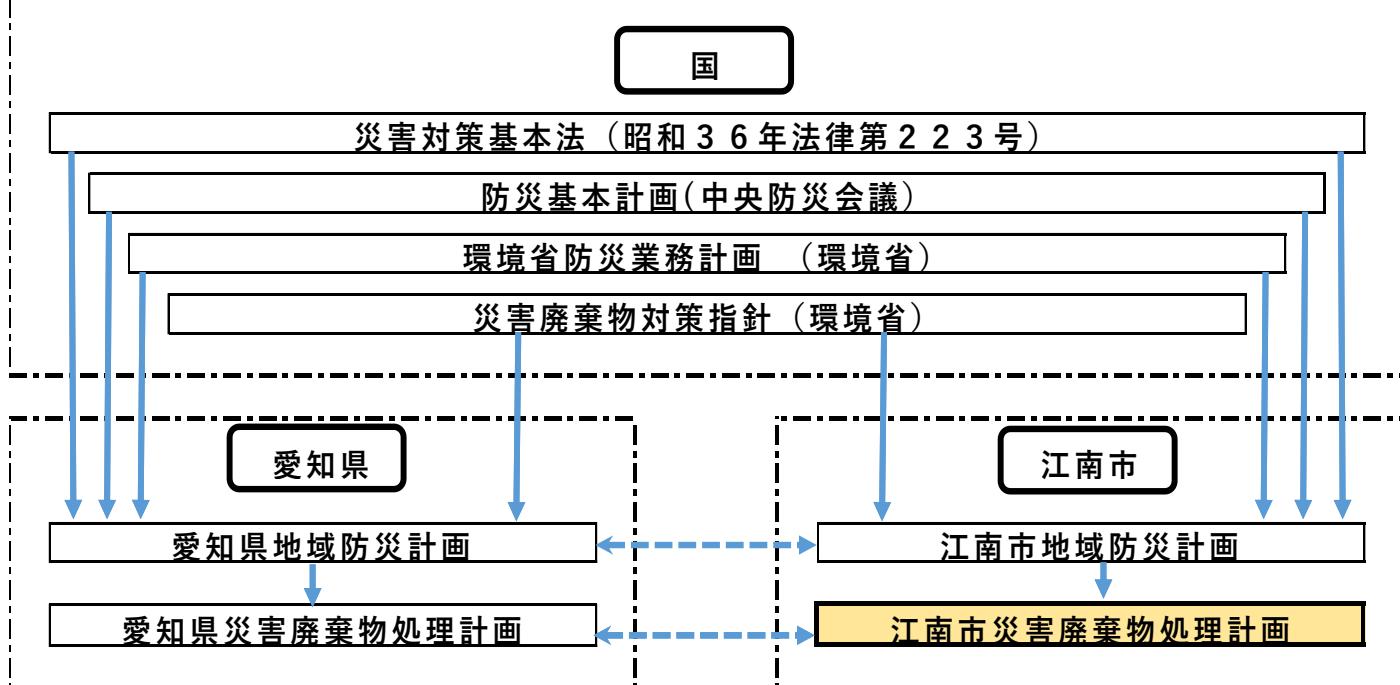
近年は全国各地で大規模自然災害が発生しています。本市においても影響を受けることが予測される南海トラフ周辺の地震について、政府の地震調査委員会はマグニチュード8以上の地震が30年以内に70～80%程度の確率で発生するとの予測を発表しています。また、地震のみならず、近年の強い台風や集中豪雨の発生により河川氾濫や土砂災害等の危険性も高まっています。

環境省は地方自治体の災害廃棄物対策を促進するため「災害廃棄物対策指針」を策定し、市町村における災害廃棄物処理計画の策定が求められています。

そのため、大規模災害により発生が想定される災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、市民の安心・安全のための対応が実現できるよう、「江南市災害廃棄物処理計画」を策定するものです。

## 2 本計画の位置付け

本計画は、環境省の定める「災害廃棄物対策指針」に基づき策定するもので、「江南市地域防災計画」と「愛知県災害廃棄物処理計画」との整合を図り、災害廃棄物の処理を円滑に行うため、必要な基本的事項を示したもので



### 3 対象とする災害

対象とする災害	概要
地震災害	地震の揺れに加え、これにより発生する火災、液状化等も対象とする。
風水害、その他自然災害	台風、集中豪雨などによる多量の降雨により生ずる洪水、河川氾濫、土砂災害等の被害を対象とする。

### 4 被害想定

本計画では地震災害については、「愛知県災害廃棄物処理計画」に基づき、南海トラフ地震（過去地震最大モデル：市内最大震度5強）を想定災害とし、風水害、その他自然災害による被害については、国土交通省の想定最大規模降雨（二日間総雨量527mm）を想定します。

### 5 対象とする災害廃棄物

- ・災害によって発生する廃棄物

例：木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃ごみ、資源ごみ、腐敗性廃棄物、廃家電、廃自動車等、有害廃棄物、その他の適正処理が困難な廃棄物

- ・被災者の生活に伴う廃棄物

例：家庭や避難所から排出される生活ごみ、資源ごみ、し尿

### 6 災害廃棄物処理計画の基本方針

- ・衛生的かつ迅速な処理

大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障がないよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短時間での処理を目指します。

- ・計画的な対応・処理

災害による道路の寸断、一時的に多量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置や仮設破碎機等の有効な処理施設の設置により災害廃棄物を効率的に処理します。

- ・環境に配慮した処理

災害時においても、環境に十分配慮し、災害廃棄物の処理を行います。特に建築物解体の際の石綿（アスベスト）飛散防止対策、野焼きの原則禁止、緊急処理施設におけるダイオキシン類対策、冷蔵庫等家電製品のフロン飛散防止対策に配慮します。

- ・リサイクルの推進

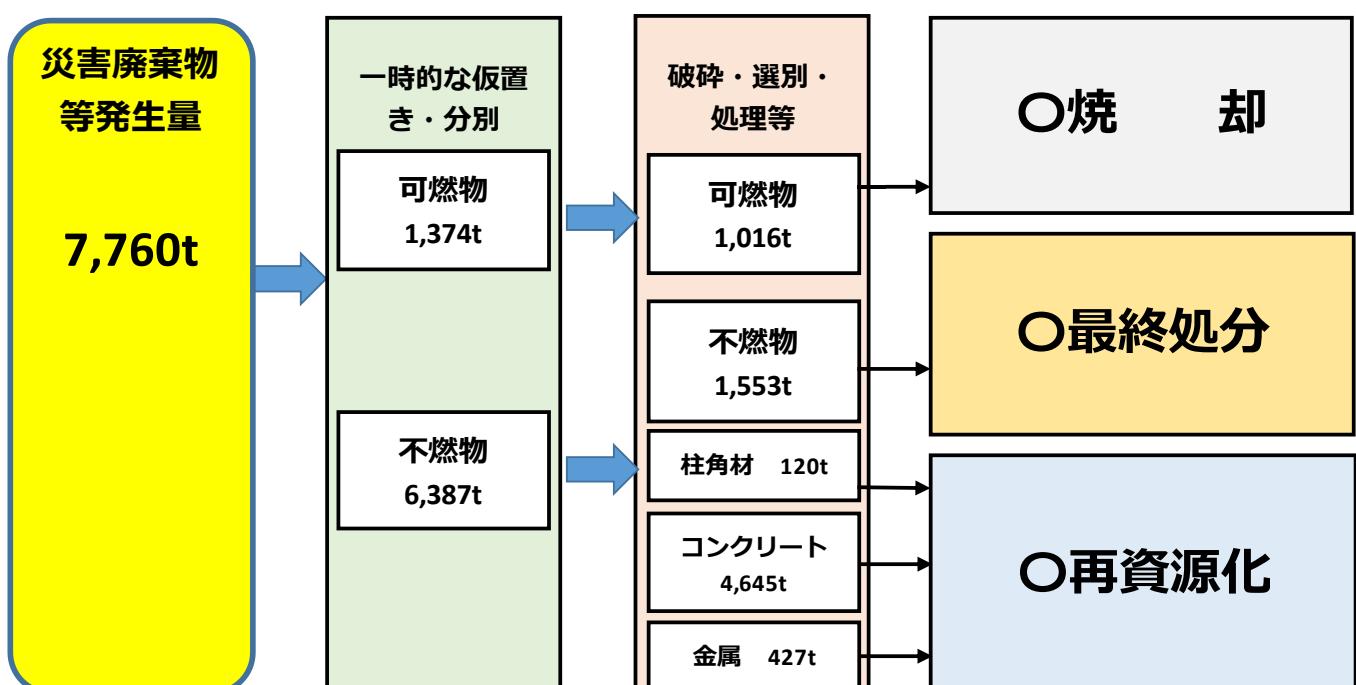
膨大に発生する災害廃棄物を極力地域の復興に役立て、公共事業（道路、公園等）などに活用し廃棄物の資源化を行うことは、処理・処分量を軽減することになり、効率的な処理のためにも有効であることから、建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を実施し、災害時においてもリサイクルを推進します。

- ・処理の協力・支援、連携

市内での処理能力が不足する場合には、国や愛知県、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援を要請して処理を行います。また、広域処理や他市町への支援についても、被害状況等に応じて検討します。更に、ごみの排出や一時的な仮置場等の管理・運営について、行政区や災害ボランティアと連携し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ります。

## 7 災害廃棄物の推計発生量と処理フロー

【地震災害のフロー】



地震災害における災害廃棄物の推計発生量は、「愛知県災害廃棄物処理計画」の推計結果（南海トラフ地震過去地震最大モデル）を使用します。処理に際しては、選別を徹底し、再資源化を図ることにより、焼却処理量、最終処分量の削減に努めます。

また、風水害、その他自然災害における災害廃棄物の推計発生量は、想定最大規模降雨（二日間総雨量 527mm）を想定した場合、市内全域が床上浸水

(0.5m～3mの浸水被害)と予想されており、その場合の災害廃棄物発生推定量は可燃物34,558t、不燃物157,432tの合計191,990tとなり、愛知県災害廃棄物処理計画内仮置場必要面積算定に基づくと28,200m<sup>2</sup>が必要となります。

なお、処理フローについては地震災害の場合と同様です。

## 8 仮置場

大規模災害時においては、大量に発生する災害廃棄物を速やかに生活圏域から移動する必要があるため、これらの保管・処理を行う仮置場を設置します。

〈仮置場の指定〉

使用用途	名称	所在地	利用可能面積
一次仮置場	蘇南公園	宮田町本田島322	64,836m <sup>2</sup>
二次仮置場			

※不慮の事態を想定して蘇南公園以外にも仮置場候補地をリストアップし、被災状況に合わせて他の利用用途と調整し、仮置場を設置します。

## 9 し尿処理

し尿の収集については、避難所における仮設トイレの収集に対応するため、し尿の収集運搬許可業者との協定に基づき依頼します。処理は、愛北クリーンセンターで行うものとします。ただし、施設の破損等による稼動停止や処理能力(280kL/日)を超える場合にあっては、愛知県を通じて他自治体へ処理要請をします。

### ◆し尿の発生想定量

[汲み取り対象世帯+避難所での発生量]

- ・発災1週間後…46kL/日
- ・発災1ヶ月後…10kL/日

※愛知県主催災害廃棄物対策担当会議資料「市町村別し尿推計発生量」より

## 10 広域処理

本市における計画的な廃棄物処理が困難な場合、愛知県を通じて他自治体や一般社団法人愛知県産業廃棄物協会へ応援要請を行います。